５－１　火災・災害等即報要領

昭和５９年１０月１５日消防災第２６７号消防庁長官
平成　６年１２月消防災第２７９号
平成７年４月消防災第８３号
平成８年４月消防災第５９号
平成９年３月消防情第５１号
平成１２年１１月　消防災第９８号、消防情第１２５号
平成１５年３月消防災第７８号、消防情第５６号、
平成１６年９月消防震第６６号
平成２０年５月消防応第６９号
平成２０年９月第１６６号
平成２４年５月消防応第１１１号
平成２９年２月消防応第１１号
平成３１年４月消防応第２８号
令和　元年６月消防応第１２号

改正

第１　総則

１．趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)
消防組織法第４０条
消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２．火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号)」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号)」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号)」の定めるところによる。

３．報告手続

（1）「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報については都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（2）「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、またはそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

（3）「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
（4）「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先にとして可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲で、その第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４．報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（１）の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報以降の報告に土江は、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による布告に帰ることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は,(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（１）様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第１号様式、特定の事故については、第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等ついては、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ　救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

（２）画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等
イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

（テレビニュース速報のテロップまたはテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースに手報道される火災・災害等をいう。以下同じ）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

（１）都道府県または市町村は、「第２　即報基準」または「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

（２）都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶が発生し、区域内の市町村が報告を行うことができないと判断する場合等にあっては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

（３）都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者、行方不明者）については、都道府県ｇ亜一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

（４）市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

（５）上記（１）から（４）にかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１．火災等即報

（１）一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

（２）個別基準

次の火災及び事故については、上記⑴の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア．火災

㋐　建物火災

ａ　特定防火対象物で死者の発生した火災

ｂ　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

ｃ　大使館・領事館、国指定重要文化財の火災

ｄ　特定違反対象物の火災

ｅ　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

ｆ　他の建物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

ｇ　損害額１億円以上と推定される火災

(ｲ) 林野火災
a 焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの
b 空中消火を要請又は実施したもの
c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
(ｳ) 交通機関の火災
a 航空機火災
b タンカー火災
c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
d トンネル内車両火災
e 列車火災
(ｴ) その他
以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
（例示）
・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ．石油コンビナート等特別防災区域内の事故
(ｱ) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
（例示）
・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
(ｲ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
(ｳ) 特定事業所内の火災（ (ｱ)以外のもの。）

ウ．危険物等に係る事故
危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
(ｱ) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
(ｲ) 負傷者が５名以上発生したもの
(ｳ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
(ｴ) ５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
(ｵ) 海上、河川への危険物等流出事故
(ｶ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ．原子力災害等
(ｱ) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
(ｲ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
(ｳ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
(ｴ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ．その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3)　社会的影響基準

ア　一般基準、

イ　個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1)　死者５人以上の救急事故

(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3)　要救助者が５人以上の救助事故

(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5)　消防防災ヘリコプター消防用自動車等の係る重大事故

(6)　消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7)　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8)　上記(1)から(7)に該当しない救急。救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・　列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・　バスの転落による救急・救助事故

・　ハイジャックによる救急・救助事故

・　不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・　全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16 年法律第112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　国民保護法第172号第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接または間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発。放射性物質の放出その他の人的または物的災害

４．災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法っ代 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

（2）個別基準

次の災害に土江は(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当する恐れがある場合を含む。)について報告をする。

ア 地震

(ｱ) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

(ｲ) 人的被害または住家被害を生じたもの

イ 津波

(ｱ) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(ｲ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ｱ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｳ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ｱ) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ｱ) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(ｲ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（3） 社会的影響基準

ア 一般基準、

イ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３ 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１ 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第２の１の（２）のアの(ウ）に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の（２）のイ(ア)、(イ）に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（２）の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第２の１の（２）のイ(ｱ)、(ｲ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ) ５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害

第２の１の（２）のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
(2) バスの転落等による救急・救助事故
(3) ハイジャックによる救急・救助事故
(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
(5)　その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃等災害即報

第２の３の（1）、（2）に同じ。

４　災害即報

(1)　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
(2)　第２の４の（２）のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１　第１号様式（火災）

(1) 火災種別

火災種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

(ｱ)　死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ａ　建物等の用途、構造及び周囲の状況

ｂ　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(ｲ)　火災の状況

ａ　発見及び通報の状況

ｂ　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ，ｆ又は、ｇのいずれかに該当する火災

(ｱ)　発見及び通報の状況

(ｲ)　延焼拡大の理由

ａ　消防事情

ｂ　都市構成

ｃ　気象条件

d　その他

(ｳ)　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ｴ)　り災者の避難保護の状況

(ｵ)　都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ｱ)　　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(ｲ)　林野の植生

(ｳ)　自衛隊の派遣要請、出動状況

(ｴ)　空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

(ｱ)　車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ)　焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	㎡ ㎡
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

２．第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること

(11)その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）・　自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽症	人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		事業所 共同防災組織	人	
		事業所 その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況				

その他参考事項

(注)　第１報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認ｇ亜取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故等即報＞

３．第３号様式（救急・救助事故）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示(緊急)・避難勧告の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ＮＢＣ検知結果(財の種類、濃度等)
- 被害の要因（人為的なもの）
  不審物（爆発物）の有無
  立てこもり状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防･救急･救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

４．第４号様式

⑴ 第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ)　発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及びに日時を記入すること。

(ｲ) 災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３ 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ｱ)　当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合　には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(ｲ)　消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ｳ)　自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(ｴ)　その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の　地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
									半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	火災発生状況		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

＊　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず、「確認中」と記載する。

国・県の例規、基準等―16

⑵　第４号様式(その２)（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ｱ)　災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(ｲ)　災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ｳ)　災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣**要請**を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第４号様式　（その2）

（被害状況即報）

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">区　　分</td><td>被　害</td><td colspan="2">区　　分</td><td>被　害</td><td rowspan="3">災害等の設置状況</td><td>都道府県</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害名
・
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">災害名

第　　報

（　月　日　時現在）</td><td rowspan="15">そ

の

他</td><td>田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td><td>公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">市町村</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>田</td><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td><td>農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者名</td><td colspan="3"></td><td>畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td><td>公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">災害救助法適用市町村名</td><td rowspan="2">計　　団体</td></tr>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　害</td><td>畑</td><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td><td>その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td colspan="2">死者</td><td>人</td><td></td><td>学校</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td>小計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">119番通報件数　　件</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち災害関連死</td><td>人</td><td></td><td>病院</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td>公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>道路</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td rowspan="6">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">災害の概況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td>橋りょう</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td>河川</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2" rowspan="3">応急対策の状況</td><td rowspan="3">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">住家被害</td><td colspan="2" rowspan="3">全壊</td><td>棟</td><td></td><td>港湾</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td></td><td>砂防</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td></td><td>清掃施設</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">半壊</td><td>棟</td><td></td><td>崖くずれ</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">消防機関等の活動状況</td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td></td><td>鉄道不通</td><td></td><td>箇所</td><td></td><td>その他</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td></td><td>被害船舶</td><td></td><td>隻</td><td></td><td>被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">自衛隊の災害派遣</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>水道</td><td></td><td>戸</td><td></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td></td><td>電話</td><td></td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td></td><td>電気</td><td></td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td>ガス</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td></td><td>ブロック塀等</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="3">り災世帯数</td><td>人</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="3">り災者数</td><td>建物</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　物</td><td>件</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危険物</td><td>件</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>棟</td><td></td><td>その他</td><td>件</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

５－２　災害救助法施行細則（長崎県）

昭和３５年６月１５日長崎県規則第４２号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

災害救助法施行細則（昭和２３年長崎県規則第１０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）の施行については、法、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和２２年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第１号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成２５年規則４８号〕

（救助の程度、方法及び期間）

第２条　令第３条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第１のとおりとする。

一部改正〔昭和３８年規則７０号・４０年７０号・４２年５５号・平成１２年８４号の２・２６年２３号〕

（規則第１条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式）

第３条　規則第１条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次のとおりとする。

（１）　公用令書　様式第１号の１―様式第１号の４

（２）　公用変更令書　様式第２号

（３）　公用取消令書　様式第３号

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第４号）に登録するものとする。

３　第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

一部改正〔平成１３年規則３２号旧第４条繰上〕

（受領調書）

第４条　当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第２条第３項の規定により受領調書（様式第５号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

追加〔平成１３年規則３２号旧第６条繰上げ〕、一部改正〔平成２０年規則４２号〕

（損失補償請求書）

第５条　規則第３条の項の規定する損失補償請求書は、様式第６号による。

２　損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

一部改正〔平成１３年規則３２号旧第７条繰り上げ平成２７規則５９〕

（救助業務従事命令の場合の公用令書及び救助従事者台帳）

第６条　規則第４条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次のとおりとする。

（１）　公用令書　様式第７号

（２）　公用取消令書　様式第８号

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第９号）に登録するものとする。

３　第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消するものとする。

一部改正〔平成１３年規則３２号旧８条繰上げ〕

（救助業務に従事することができない者の届出手続）

第７条　規則第４条第２項の規定による届出は、次に揚げる書類を添付して行わなければならない。

（１）　負傷又は疾病により従事することができない場合において、医師の診断書

（２）　道路の通行の不能、交通機関の事故その他の事情により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員又は当該交通機関の証明書。

一部改正〔平成１３年規則３２号・旧第１０条繰上げ、平成 20 年規則４２〕

（実費弁償）

第８条　令第５条に規定する実費弁償に関して必要な事項は、別表第２のとおりとする。

一部改正〔平成１３年規則３２号・旧第１１条繰上げ・平成２５年４８号〕

（実費弁償請求書）

第９条　規則第５条の規定による実費弁償請求書は、様式第１０号による。

一部改正〔平成１３年規則３２旧第１２条繰上げ〕

（立入検査証票）

第１０条　法第１０条第３項において準用する法第６条第４項の規定により当該職員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、様式第１１号による。

一部改正〔平成１３年規則３２号の旧第１３条繰上げ平２０規則４２・平２５規則４８〕

（扶助金支給申請書）

第１１条　規則第６条第１項に規定する扶助金支給申請書は、様式第１２号による。

２　前項による扶助金支給申請書のうち、休業扶助金に係る申請書には、次の区別に従い、所要の書類を添付しなければならない。

（１）　休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の途がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

（２）　打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

３　法第８条の規定により救助に関する業務に協力する者がそのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における第１項の助金支給申請書には規則第６条第２項及び前項に定める書類のほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

一部改正〔平成１３年規則３２旧第１４条繰上げ平２５規則４８・平２７規則５９〕

（災害発生市町村等の長が行う救助に関する事務）

第１２条　政令第１７条第１項の規定による通知を受けた災害発生市町村等の長は第３条から第７条まで（第５条第１項を除く）に規定するところにより、当該救助に関する事務を行うものとする。

平１３規則３２・追加平３５規則４８、平３１規則３６、令３規則３１

２　前項の場合においては、当該市町の長は、第３条、第４条、第５条第２項、第６条及び第７条の規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

追加〔平成１２年規則８４号の２〕、一部改正〔平成２６年規則２３号〕

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和３６年８月２９日規則第６７号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和３６年５月１日から適用する。

附　則（昭和３６年１２月１日規則第８６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和３６年９月１５日から適用する。

附　則（昭和３８年５月１４日規則第４４号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和３７年１２月１日から適用する。

附　則（昭和３８年８月９日規則第７０号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第３の改正規定は、昭和３８年４月１日から適用する。

附　則（昭和３９年９月１８日規則第１０６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和３９年６月１６日から適用する。

附　則（昭和４０年９月１７日規則第７０号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４０年４月１日から適用する。

附　則（昭和４１年５月２４日規則第３６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４１年４月１日から適用する。

附　則（昭和４２年６月１３日規則第５５号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４２年４月１日から適用する。

附　則（昭和４２年１２月２６日規則第８８号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４２年８月１日から適用する。

附　則（昭和４３年規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４３年４月１日から適用する。

附　則（昭和４４年規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４４年４月１日から適用する。

附　則（昭和４５年規則第５７号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４５年４月１日から適用する。

附　則（昭和４６年規則第７８号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４６年４月１日から適用する。

附　則（昭和４７年規則第５６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。

附　則（昭和５０年規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附　則（昭和５１年規則第６８号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５１年４月１から適用する。

附　則（昭和５２年規則第４８号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５２年４月１日から適用する。

附　則（昭和５３年規則第４４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５３年４月１日から適用する。

附　則（昭和５４年規則第２６号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５４年４月１日から適用する。

附　則（昭和５５年規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５５年４月１日から適用する。

附　則（昭和５６年規則第４２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５６年４月１日から適用する。

附　則（昭和５７年規則第３８号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５７年４月１日から適用する。

附　則（昭和５８年規則第６２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５８年４月１日から適用する。

附　則（昭和５９年規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５９年４月１日から適用する。

附　則（昭和６１年規則第５５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和６１年４月１日から適用する。

附　則（平成元年規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年４月１日から適用する。

附　則（平成２年規則第４１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成２年４月１日から適用する。

附　則（平成３年規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成４年規則第３５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成４年４月１日から適用する。

附　則（平成５年規則第４２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成５年４月１日から適用する。

附　則（平成６年規則第４３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成６年４月１日から適用する。

附　則（平成７年規則第５９号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成７年４月１日から適用する。

附　則（平成１０年規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成９年６月３０日から適用する。

附　則（平成１１年規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成１０年７月１７日から適用する。

附　則（平成１１年規則第５１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成１１年６月２８日から適用する。

附　則（平成１２年規則第８４号の２）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年規則第４号）

この規則は、平成１３年１月６日から施行する。

附　則（平成１４年規則第４３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則（平成１５年規則第５０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年規則第３２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年規則第２８号の４）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年規則第３３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年規則第２５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年規則第３４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年規則第２０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年５月８日規則第２５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年４月１日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年６月２４日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年６月２６日規則第２９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年８月２６日規則第４４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年９月１５日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年７月１７日規則第３５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和元年１１月２２日規則第２１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年１０月１日から適用する。ただし、改正後の別表第１の６及び別表第２の規定は、同年８月２８日から適用する。

附　則（令和２年８月２８日規則第４０号）

この規則は、公布の日から施行し、令和２年７月１日から適用する。

附　則（令和３年５月２０日規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

１　避難所及び応急仮設住宅の供与

（１）　避難所

ア　避難所を供与できる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ　避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ　避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、１人１日当たり３３０円以内とする。

エ　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

（２）　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア　建設型応急住宅

（ア）　建設型応急住宅の設置に当たっては、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
（イ）　１戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、５，７１４，０００円以内とする。
（ウ）　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね５０戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、５０戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
（エ）　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
（オ）　建設型応急住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
（カ）　建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条第３項又は第４項に規定する期限までとする。
（キ）　建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ　賃貸型応急住宅

（ア）　賃貸型応急住宅の１戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて１の（２）のアの（イ）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
（イ）　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
（ウ）　賃貸型応急住宅を供与できる期間は、１の（２）のアの（カ）と同様の期間とする。

２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（１）　炊き出しその他による食品の給与

ア　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
イ　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
ウ　炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として１人１日当たり１，１６０円以内とする。
エ　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

（２）　飲料水の供給

ア　飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
イ　飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
ウ　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（１）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
（２）　生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア　被服、寝具及び身の回り品
イ　日用品
ウ　炊事用具及び食器
エ　光熱材料

（３）　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（１０月から３月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

ア　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯 季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	１８，８００円	２４，２００円	３５，８００円	４２，８００円	５４，２００円	７，９００円
冬季	３１，２００円	４０，４００円	５６，２００円	６５，７００円	８２，７００円	１１，４００円

イ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	６，１００円	８，３００円	１２，４００円	１５，１００円	１９，０００円	２，６００円
冬季	１０，０００円	１３，０００円	１８，４００円	２１，９００円	２７，６００円	３，６００円

（４）　生活必需品の給与等は、災害発生の日から１０日以内に完了しなければならない。

４　医療及び助産

（１）　医療

ア　医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ　医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）又は柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ウ　医療は、次の範囲内において行う。

（ア）　診療
（イ）　薬剤又は治療材料の支給
（ウ）　処置、手術その他の治療及び施術
（エ）　病院又は診療所への収容
（オ）　看護

エ　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ　医療を実施することができる期間は、災害発生の日から１４日以内とする。

（２）　助産

ア　助産は、災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ　助産は、次の範囲内において行う。

（ア）　分べんの介助
（イ）　分べん前及び分べん後の処置
（ウ）　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の１００分の８０以内の額とする。

エ　助産を実施できる期間は、分べんした日から７日以内とする。

５　被災者の救出

（１）　被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、若しくは救出するものとする。

（２）　被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

（３）　被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から３日以内とする。

６　被災した住宅の応急修理

（１）　被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

（２）　被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、１世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア　イに掲げる世帯以外の世帯　５９５，０００円

イ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　３００，０００円

（３）　住宅の応急修理は、災害発生の日から３月以内（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 3 第１項の特定災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項の緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 月以内）に完了するものとする。

７　生業に必要な資金の貸与

（１）　生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

（２）　生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

（３）　生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。

ア　生業費　１件当たり　３０，０００円

イ　就職支度費　１件当たり　１５，０００円

（４）　生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。

ア　貸与期間　２年以内

イ　利子　無利子

（５）　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１月以内に完了しなければならない。

８　学用品の給与

（１）　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

（２）　学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

（３）　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア　教科書代

（ア）　小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（イ）　高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ　文房具費及び通学用品費

（ア）　小学校児童　１人当たり　４，５００円

（イ）　中学校生徒　１人当たり　４，８００円

（ウ）　高等学校等生徒　１人当たり　５，２００円

（４）　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１月以内、その他の学用品については１５日以内に完了しなければならない。

９　死体の捜索

（１）　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

（２）　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のため機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

（３）　死体の捜索は、災害発生の日から１０日以内に完了しなければならない。

１０　死体の処理

（１）　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

（２）　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　死体の一時保存

ウ　検案

（３）　検案は、原則として救護班によって行うものとする。

（４）　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり３，５００円以内の額とする。

イ　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は１体当たり５，４００円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ　救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

（５）　死体の処理は、災害発生の日から１０日以内に完了しなければならない。

１１　埋葬

（１）　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

（２）　原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。

ア　棺（附属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

（３）　埋葬のため支出することができる費用は、１体当たり大人２１５，２００円以内、小人１７　２，０００円以内とする。

（４）　埋葬は、災害発生の日から１０日以内に完了しなければならない。

１２　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（１）　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

（２）　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均が１３７，９００円以内とする。

（３）　障害物の除去は、災害発生の日から１０日以内に完了しなければならない。

１３　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

（１）　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア　被災者の避難に係る支援　　イ　医療及び助産
ウ　被災者の救出　　エ　飲料水の供給
オ　死体の捜索　　カ　死体の処理
キ　救済用物資の整理配分

（２）　救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

（３）　救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

全部改正〔平成２９年規則３０号〕、一部改正〔平成３０年規則３５号・令和元年２１号〕

別表第２（第８条関係）

災害救助法による実費弁償の程度

１　令第４条第１号から第４号までに規定する者

（１）　日当

ア　医師及び歯科医師　１人１日　２２，２００円以内
イ　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士　１人１日　１５，１００円以内
ウ　保健師、助産師、看護師及び准看護師　１人１日　１４，７００円以内
エ　土木技術者及び建築技術者　１人１日　１４，１００円以内
オ　救急救命士　１人１日　１１，６００円以内
カ　大工　１人１日　２４，５００円以内
キ　左官　１人１日　２３，３００円以内
ク　とび職　１人１日　２２，２００円以内

（２）　時間外勤務手当

職種ごとに（１）に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

（３）　旅費

職種ごとに（１）に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例（昭和２９年長崎県条例第４７号）において定める額以内とする。

２　令第４条第５号から第１０号までに規定する者

業者及びその従業者に対する実費の弁償は、この地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその１００分の３の額を加算した額以内とする。

一部改正〔昭和３６年規則８６号・３８年７０号・４０年７０号・４２年５５号・４３年５２号・４４年５２号・４５年５７号・４６年７８号・４７年５６号・５０年５２号・５１年６８号・５２年４８号・５３年４４号・５４年２６号・５５年３０号・５６年４２号・５７年３８号・５９年５２号・６１年５５号・平成元年５２号・２年４１号・３年３１号・４年３５号・５年４２号・６年４３号・７年５９号・１０年４号・１１年１号・５１号・１２年８４号の２・１５年５０号・１６年５２号・１９年３３号・２０年２５号・２１年３４号・２２年２０号・２４年２５号・２６年２３号・３０号・２７年２９号・２８年４４号・２９年３０号・３０年３５号・令和元年２１号・２年４０号〕

様式第１号の１（第３条関係）

保管	第　　号

公　　用　　令　　書

住　所
（所在地）
氏　　名
（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第９条第１項の規定に基づき下記の物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

長崎県知事　　印

記

物資の種類	数　　量	所在の場所	期　　間

---------- 切　　取　　---線----------

受　　領　　書

保管	第　　号

１　公用令書
上記受領した。
年　　月　　日

住　所
（所在地）
氏　　名 ㊞
（法人その他の団体については、その名称）

長崎県知事　　様

様式第１号の２（第３条関係）

収用	第　　号

公　　用　　令　　書

住　所
（所在地）
氏　　名
（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第９条第１項の規定に基づき下記の物資を収用する。

年　　月　　日

長崎県知事

記

物資の種類	数　　量	所在の場所	引　渡　時　期

---------- 切　　取　　線 ----------

受　　領　　書

収用	第　　号

１　公用令書

上記受領した。

年　　月　　日

住　所
（所在地）
氏　　名㊞
（法人その他の団体については、その名称）

長崎県知事　　様

様式第1号の3（第3条関係）

管理	第　　号

公　　用　　令　　書

住　所
（所在地）
氏　　名
（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第９条第１項の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年　　月　　日

長崎県知事　　㊞

記

施設の名称	種　　類	所在の場所	管理の範囲	期　　間

切　　取　　線

受　　領　　書

管理	第　　号

1　公用令書
上記受領した。
年　　月　　日

住　所
（所在地）
氏　　名
（法人その他の団体については、その名称）

長崎県知事　　様

様式第1号の4（第3条関係）

使用	土地、家屋、物資	第　　号

公　　用　　令　　書

住　所
（所在地）
氏　　名
（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第９条第１項の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年　　月　　日

長崎県知事　　㊞

記

区　分	種　　類	数　量	所在の場所	範　囲	期　間	引渡時期
土　地						
家　屋						
物　資						

----------切　　取　　線----------

受　　領　　書

使用	土地、家屋、物資	第　　号

１　公用令書

上記受領した。

年　　月　　日

住　所
（所在地）
氏　　名　㊞
（法人その他の団体については、その名称）

長崎県知事　　様

様式第2号（第3条関係）

公用変更令書発付番号	第　　号
公用令書発付番号年月日	第　　号 年　月　日

公　用　変　更　令　書

住　所

（所在地）

氏　　名

（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第９条第１項の規定に基づく　　公用令書を、下記のとおり変更したので同法施行規則第１条第４項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

長崎県知事　　㊞

記

物資の種類	数　量	所在の場所	期　間

（収用、管理、使用の場所は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。

切　取　線

公用変更令書発付番号	第　　号
公用令書発付番号年月日	第　　号 年　月　日

受　領　書

１　公用変更令書

上記受領した。

年　　月　　日

住　所

（所在地）

氏　　名㊞

（法人その他の団体については、その名称）

長崎県知事　　様

様式第3号（第3条関係）

公用取消令書発付番号	第　　号
公用令書発付番号年月日	第　　号 年　月　日

公　用　取　消　令　書

住　所

（所在地）

氏　　名

（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第９条第１項の規定に基づく、　　を必要としなくなったので、同法施行規則第１条第５項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

長崎県知事　　㊞

---------- 切　　取　　線 ----------

公用取消令書発付番号	第　　号
公用令書発付番号年月日	第　　号 年　月　日

受　　領　　書

１　公用取消令書

上記受領した。

年　　月　　日

住　所

（所在地）

氏　　名㊞

（法人その他の団体については、その名称）

長崎県知事　　様

様式第4号（第3条関係）

公用令書発付番号	第　　号
公用令書発付年月日	第　　号 年　月　日

強制物件台帳

所有者住所

氏　　名

占有者住所

氏　　名

（法人その他の団体についてはその所在地及び名称）

区分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備考（変更理由その他）
公用令書の内容								
変更事項及びその理由								
取消理由								

損失補償欄	種類	請求額	請求者	補償額	補償年月日	備考

様式第5号（第4条関係）

受　　領　　調　　書

災害救助法第９条第１項によって収用（使用）する物資を下記のとおり受領した。
よって、受領調書を作成し、各１通所持するものとする。

年　　月　　日

長崎県職員
受領者　氏　　名 ㊞
物資所有者（又は占有者）
立会人　氏　　名 ㊞

記

1　受領した都道府県名
2　受領した物資の種類及数量
3　受領した年月日
4　受領した場所
5　その他必要と認める事項

様式第6号（第5条関係）

公用令書発付番号	第　　号
公用令書発付年月日	年　月　日

損失補償請求書

請求額　　円

内訳　損失補償額算出明細書及び受領調書写別紙のとおり

上記金額を下記の理由により請求する。

記

請求理由

年　　月　　日

住　所

（所在地）

氏　　名㊞

〔法人その他の団体については、その名称、代表者氏名〕

長崎県知事　　様

様式第7号（第6条関係）

公用令書発付番号	第　　号

公　用　令　書

住　所
職　業　氏　　名
年　月　日生
（法人その他の団体については、その名称
事業の種類及び主たる事務所の所在地）

上記の者、災害救助法第７条第１項の規定に基づき次のとおり従事を命ずる。

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日　　日間
出頭すべき日時及び場所	

（法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。）

長崎県知事　　印

----------切　　取　　線----------

公用令書発付番号	第　　号

受　領　書

１　公用令書

上記受領した。

年　月　日　午　前／後　時　分

住所（所在地）
氏　　名　㊞
（法人その他の団体については、その名称）

長崎県知事　　様

第7号（第6条関係）裏　面

従事令書の交付を受けた者の心得

1　従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。

2　従事令書の交付を受けた者が傷痍、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には、医師の診断書（得られないときは、警察官吏の証明書）を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。

3　従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官吏、船長、又は駅長の証明書を添えこの令書に発した者に遅滞なく届け出ること。

4　従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。

5　従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式第８号（第６条関係）

公用取消令書番号	第　　号
公用令書番号年月日	第　　号 年　月　日

公用取消令書

住　所

（所在地）

職　業　氏　　名

（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第７条第１項の規定に基づく公用令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則第４条第３項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

長崎県知事　　印

---------- 切　　取 -----線----------

公用取消令書番号	第　　号
公用令書番号年月日	第　　号 年　月　日

受　領　書

１　公用取消令書

上記受領した。

年　　月　　日　午 前/後　時　分

住所（所在地）

氏　　名 ㊞

（法人その他の団体については、その名称）

長崎県知事　　様

様式第９号（第６条関係）

公用令書発付番号	第　　号
公用令書発付年月日	年　月　日

救助従事者台帳

住　所

職　業　氏　　名

年　　月　　日生

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき場所	
出頭すべき日時	
公用令書取消理由	
負傷疾病にかかり又は死亡した日時	
負傷疾病にかかり又は死亡した原因	
傷病名、傷病の程度及び身体の状況	
備考	

負傷、疾病にかかり又は死亡したとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

扶助金支給欄	扶助金の種類	金額	支給年月日	備考

様式第 10 号（第９条関係）

公用令書発付番号	第　　号
公用令書発付年月日	年　月　日

実費弁償請求書

請求額　　円

内訳　別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第５条の規定に基づき、下記事実によって、上記金額を請求する。

記

1　従事した業務

2　従事した期間

3　従事した場所

年　　月　　日

住　所（所在地）

職　業

氏　　名 ㊞

長崎県知事　　様

（　　経由）

様式第11号（第10条関係）

一　頁

災害救助法第10条の規定による立入検査

証　　票

四　頁

注　意
1　この証票は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2　この証票は　年　月　日まで有効とする。
3　この証票は有効期間が経過したり、又は不用になったときは、すみやかに返還しなければならない。

三　頁

災害救助法第10条

（条文挿入）

二　頁

第　　号

所属庁

職　名　氏　　名

年　月　日交付

長崎県知事　　㊞

様式第12号（第11条関係）

災害救助法による 療養 休業 障害 遺族 葬祭 打切 扶助金支給申請書

負傷し疾病にかかり又は死亡した者の住所氏名	
負傷し、疾病にかかり又は死亡した日時及び場所	
負傷、疾病又は死亡との原因	
傷病名、傷病の程度及び身体の状況	
公用令書番号	

	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主なる親族の状況					

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたく、別紙を添えて申請する。

年　月　日

住　所

氏　名　㊞

長崎県知事　様

様式第13号（第12条関係）

番　　号
年　月　日

市（町村）長　　様

長崎県知事

災害救助法による救助に関する事務の一部
を市町村長が行うこととすることについて

平成　年　月　日に発生した　　災害において災害救助法による救助を実施するにあたり、災害救助法第13条第１項の規定に基づき、下記１の救助に関する事務については、下記２の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

記

１　事務の内容

２　期　　間

５－３　雲仙岳火山防災協議会規約

雲仙岳火山防災協議会規約

平成２８年３月１４日制定
平成２８年８月１９日改正
平成２９年２月１５日改正
平成２９年５月１８日改正
平成３０年１月３０日改正
平成３０年５月３１日改正
令和　２年２月　４日改正
令和　３年４月　１日改正
令和　３年４月２８日改正

（目的）
第１条　雲仙岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、雲仙岳において想定される火山現象（溶岩ドーム崩壊を含む。）の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市が共同で設置する。
（所掌事務）
第２条協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。
(1)　雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
(2)　長崎県防災会議が法第５条第２項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
(3)　島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議が法第６条第３項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
(4)　溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等に関する事項
(5)　前４号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（避難勧告・指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関することを含む。）
（協議会の組織）
第３条　協議会は、別表第１に掲げる者で構成する。
２　協議会に、会長１名を置く。
３　会長は、長崎県知事をもって充てる。
４　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
５　会長が協議会に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する構成員にその権限を委任することができる。
６　構成員が協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
（協議会の開催）
第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
３　協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
４　前３項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。
（協議結果の尊重義務）
第５条　協議会の構成員は、法第４条第３項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項については、協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）
第６条　協議会の所掌事務を円滑に進めるために、雲仙岳火山防災協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
２　幹事会は、別表第２に掲げる者で構成する。
３　幹事会に、幹事長１名を置く。
４　幹事長は、長崎県危機管理課長が務める。
５　幹事長は、幹事会の座長となり、議事を整理する。
６　幹事長は、幹事会の議題に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会会員を招集することができる。また、幹事会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
７　第１条の目的を達成するために、幹事長が必要と認める場合は、幹事会に専門部会を設置するものとする。
（溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会）
第７条　平成新山溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等を円滑に進めるために、「溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会（以下「分科会」という。）」を置く。
２　分科会は、別表第３に掲げる者で構成する。
３　分科会に、分科会長１名を置き、分科会長は幹事長が兼務する。
４　分科会長は、分科会の座長となり、議事を整理する。
５　分科会長は、分科会の議題に応じて、分科会長が必要と認める範囲の分科会会員を招集することができる。また、分科会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
６　分科会長は、異常時、緊急時等、臨時に分科会を開催する必要があると認める際は、分科会長が必要と認める分科会員で臨時に分科会を開催するものとする。
（事務局）
第８条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口を長崎県危機管理課に置く。
長崎県危機管理課
島原市市民安全課
雲仙市危機管理室
南島原市防災課
（委任）
第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、必要に応じて会長が別に定める。
附　則
１　この規約は、平成２８年３月１４日から施行する。
２　雲仙岳防災連絡会議の業務は、協議会が引き継ぐものとする。
３　この規約は、平成２８年８月１９日から施行する。
４　この規約は、平成２９年２月１５日から施行する。
５　この規約は、平成２９年５月１８日から施行する。
６　この規約は、平成３０年１月３０日から施行する。
７　この規約は、平成３０年５月３１日から施行する。
８　この規約は、令和２年２月４日から施行する。
９　この規約は、令和３年４月１日から施行する。
１０　この規約は、令和３年４月２８日から施行する。

（別表第１）　雲仙岳火山防災協議会構成員

区分第４条第２項中該当する号）	所　属	職名（氏名）	備考
都道府県（第１号）	長崎県	知事	会長
市町村（第１号）	島原市	市長	
	雲仙	市長	
	南島原市	市長	
地方気象台等（第２号）	気象庁福岡管区気象台	気象防災部長	
	気象庁長崎地方気象台	台長	
地方整備局（第３号）	国土交通省九州地方整備局	局長	
陸上自衛隊（第４号）	陸上自衛隊第１６普通科連隊	連隊長	
警察（第５号）	長崎県警察本部	本部長	
消防（第６号）	島原地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	
	県央地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	
火山専門家（第７号）	九州大学	名誉教授　清水　洋 教　授　松島　健	
	鹿児島大学	名誉教授　下川　悦郎	
	長崎大学	名誉教授　高橋　和雄 教授　蒋　宇静	
	北海道大学	教授　山田　孝	
	一般社団法人　減災・復興支援機構	理事長　木村　拓郎	
	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部	土砂災害研究室長 中谷　洋明	
その他（第８号）	環境省雲仙自然保護官事務所	上席自然保護官	
	林野庁九州森林管理局 長崎森林管理署	署長	
	国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所	事務所長	
	国土交通省九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所	事務所長	
	国土地理院九州地方測量部	部長	
	海上保安庁長崎海上保安部	海上保安部長	
	海上保安庁三池海上保安部	海上保安部長	
	一般社団法人島原半島観光連盟会	会長	
	雲仙ロープウェイ株式会社	代表取締役社長	
	島原鉄道株式会社	代表取締役社長	
	株式会社ドコモＣＳ九州長崎支店	支店長	
	株式会社ＫＤＤＩ九州総支社	九州総支社長	
	ソフトバンク株式会社 九州ネットワーク技術部	部長	
	長崎県	危機管理監	

（別表第２）　雲仙岳火山防災協議会幹事会会員

区　　分	所　　属	職名（氏名）	備考
火山専門家	九州大学	名誉教授　清水　洋 教授　松島　健	
	鹿児島大学	名誉教授　下川　悦郎	
	長崎大学	名誉教授　高橋　和雄 教授　蒋　宇静	
	北海道大学	教授　山田　孝	
	一般社団法人　減災・復興支援機構	理事長　木村　拓郎	
	国土技術政策総合研究所土砂災害研究部 土砂災害研修室	土砂災害研究室長 中谷　洋明	
国	気象庁管区福岡気象台	火山防災情報調整官	
	気象庁長崎地方気象台	防災管理官	
	国土交通省九州地方整備局	火山防災対策分析官	
	国道交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所	技術副所長	
	国道交通省地方整備局 長崎河川国道事務所	総括保全対策官	
	国道交通省地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所	副所長	
	林野庁九州森林管理局 長崎森林管理署治山グループ	総括治山技術官	
	環境省雲仙自然保護官事務所	上席自然保護官	
県	長崎県危機管理部防災企画課	課長	幹事長・ 事務局
	長崎県県民生活環境部自然環境課	課長	
	長崎県農林部森林整備室	室長	
	長崎県土木部砂防課	課長	
	長崎県島原振興局管理部	総務課長	
市	島原市市民部市民安全課	課長	事務局
	雲仙市総務部危機管理課	課長	事務局
	雲仙市建設部監理課	課長	
	南島原市総務部防災課	課長	事務局
陸上自衛隊	陸上自衛隊第 16 普通科連隊	第 16 普通科 連隊長	
警察	長崎県警察本部警備部警備課	課長	
	九州管区警察局長崎県情報通信部 機動通信課	課長	
	長崎県島原警察署	警備課長	
	長崎県雲仙警察署	警備係長	
	長崎県南島原警察署	警備係長	
消防	島原地域広域市町村圏組合 消防本部警防課	警防課長	
	県央地域広域市町村圏組合 消防本部警防救急課	警防救急課長	
海上保安部	海上保安庁長崎海上保安部警備救難課	警備救難課長	
	海上保安庁三池海上保安部警備救難課	警備救難課長	

（別表第３）溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会会員

区　　分	所　　属	職　　名　　等	備　　考
火山専門家	九州大学	名誉教授　清水　洋	
	鹿児島大学	名誉教授　下川　悦郎	
	長崎大学	名誉教授　高橋　和雄 教授　蒋　宇静	
	北海道大学	教授　山田　孝	
	一般社団法人　減災・復興支援機構	理事長　木村　拓郎	
	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部	土砂災害研究室長 中谷　洋明	
国	気象庁管区福岡気象台	火山防災情報調整官	
	気象庁長崎地方気象台	防災管理官	
	国土交通省九州地方整備局	火山防災対策分析官	
	国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所	技術副所長	事務局
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署 治山グループ	総括治山技術館	
県	長崎県危機管理部防災企画課	課長	分科会長 事務局
	長崎県土木部砂防課	課長	事務局
	長崎県島原振興局管理部	総務課長	
市	島原市市民部市民安全課	課長	
	雲仙市総務部危機管理課	課長	
	南島原市総務部防災課	課長	

令和３年４月２８日時点

５－４　雲仙岳噴火警戒レベルに係る防災対応についての申し合わせ

雲仙岳噴火警戒レベルに係る防災対応についての申し合わせ

雲仙岳防災会議協議会の構成市及び委員を構成する機関は、気象庁の発表する噴火警報及び噴火予報と連動した防災対応を執ることについて、次のとおり申し合わせる。

（目的）

１　本申し合わせは、雲仙岳周辺関係市及び関係防災機関（以下「雲仙岳関係機関」という。）の密接な連携協力のもとに、雲仙岳噴火による被害の軽減と円滑な応急対策の実施を図るため、気象庁の発表する噴火警報及び噴火予報の噴火警戒レベル１～３と連動した防災対応について申し合わせる。

（内容）

２　申し合わせの内容は、次のとおりとする。

１）雲仙岳噴火警戒レベル導入による雲仙岳関係機関の防災対応表

内容：①雲仙岳周辺保全対象施設及び道路　（別紙１－１）

②噴火警戒レベルと防災対応　（別紙１－２）

③道路の具体的な防災対応（レベル２、レベル３・火口周辺警報）（別紙１－３）

２）雲仙岳噴火警戒レベル表　（別紙２）

３）雲仙岳噴火警戒レベルに係る情報伝達系統図　（別紙３）

（実施）

３　本申し合わせは、平成 23 年 12 月 27 日から実施することとする。

（別紙１－１）　雲仙岳周辺保全対象施設及び道路

レベル	火口縁からの距離	島原市	雲仙市	南島原市	県(振興局)
3	1km	【居住区】 【施設】平成新山ﾈｲﾁｬｰｾﾝﾀｰ 垂木台地森林公園 【道路】 【登山道】	【居住区】 【施設】雲仙ロープウェイ、仁田峠インフォメーションッセンター、仁田峠園地、池之原園地、池の原園地 【道路】 ・市道小浜仁田峠循環道路 入口：国道 57 号側 ・市道小浜仁田峠循環道路 出口：国道 389 号側 【登山道】	【居住区】 【施設】 【道路】 ・　深江林道 【登山道】	【居住区】 【施設】 【道路】 ・国道 389 号（池之原側） ・国道 389 号（田代原側） 【登山道】 ・九州自然道（上大野木場登山口~仁田峠） ・九州自然道（吹越分れ先~第 2 吹越） ・九州自然道（池之原~仁田峠）
2	0～500m	【施設】 【道路】 【登山道】	【施設】 【道路】 【登山道】	【施設】 【道路】 【登山道】	【施設】 【道路】 【登山道】 ・九州自然道（仁田峠駅～紅葉茶屋） ・普賢岳登山道（吹き越分れ先~紅葉茶屋～鳩穴分れ）

＊１：平成新山山頂からの概ねの距離とする。
＊距離は、火口の位置によっては変わることもある。

国・県の例規、基準等―52

別紙１－２）　噴火警戒レベルと防災対応

予報警報	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対策
噴火警報	5 （避難）	【居住区】各市で区域の設定必要	居住区広域避難等
	4 （避難準備）	【居住区】各市で区域の設定必要	居住区避難準備 （自主避難、災害時要配慮者避難あり）
火口周辺警報	3 （入山規制）	火口縁から１ｋｍ ○　島原市 【居住区】 【施　設】 平成新山ネイチャーセンター、垂木台地森林公園 【道　路】 【登山道】 ○　雲仙市 【居住区】 【施　設】 雲仙ロープウェイ、仁田峠インフォメンションセンター、仁田峠園地、池之原園地、池の原園地 【道　路】市道小浜仁田循環道路（国道 389 号、５７号側） 【登山道】 ○南島原市 【居住区】 【施　設】 【道　路】 【登山道】深江林道 ○　県（振興局） 【居住区】 【施　設】 【道　路】 国道 389 号（池之原側、田代原側） 【登山道】 ・九州自然道（上大野木場登山口~仁田峠） ・九州自然道（吹越分れ先~第２吹越） ・九州自然道（池之原~仁田峠）	登山禁止 島原市 【居住区】 【施　設】閉鎖 閉鎖 【道　路】 【登山道】 雲仙市 【居住区】 【施　設】閉鎖 【道　路】立入禁止 立入禁止 【登山道】 南島原市 【居住区】 【施　設】 【道　路】 【登山道】立入禁止
	2（火口周辺規制）	火口縁から 500m ○　島原市 【居住区】 【施　設】 【道　路】 【登山道】 ○　雲仙市 【居住区】 【施　設】 【道　路】 【登山道】 ○　南島原市 【居住区】 【施　設】 【道　路】 【登山道】 ○　県（振興局） 【登山道】 ・　九州自然歩道（仁田峠～紅葉茶屋） ・　普賢岳登山道（吹越分れ先～紅葉茶屋～鳩穴分れ）	登山禁止 ○　島原市 【居住区】 【施　設】 【道　路】 【登山道】 ○　雲仙市 【居住区】 【施　設】 【道　路】 【登山道】 ○　南島原市 【居住区】 【施　設】 【道　路】 【登山道】 ○　県（振興局） 【登山道】　立入禁止
噴火予報	1（平常）	山頂付近 島原市 雲仙市 南島原市	 島原市 雲仙市 南島原市

レベル（規制範囲）		道路名		島原市	雲仙市	南島原市	県（振興局）
レベル３（火口縁から１km）		市道小浜仁田峠循環道路	規制区間		全区間		
			規制区間の防災対応		立入禁止		
			対応機関		雲仙市		
		国道３８９号	規制区間				池の原～田代原間
			規制区間の防災対応				立入禁止
			対応機関				長崎県
		九州自然歩道	規制区間				池の原～仁田峠
			規制区間の防災対応				立入禁止
			対応機関				長崎県
		深江林道	規制区間			全線	
			規制区間の防災対応			立入禁止	
			対応機関			南島原市	
		九州自然道（池之原～仁田峠）	規制区間				全線
			規制区間の防災対応				立入禁止
			対応機関				長崎県、南島原市
		九州自然道（吹越分れ先～第２吹）	規制区間				吹越分れ先～第２吹越鳩分れ）
			規制区間の防災対応				立入禁止
			対応機関				長崎県
	レベル２（火口縁～500m）	普賢岳登山道	規制区間				吹越分れ先～紅葉茶屋～鳩穴
			規制区間の防災対応				立入禁止
			対応機関				長崎県
		九州自然歩道	規制区間				仁田峠駅～紅葉茶屋
			規制区間の防災対応				立入禁止
			対応機関				長崎県

５－５　水　防　法

水　　防　　法

昭和２４年６月４日法律第１９３号
改　正：平成２５年６月２１日号外法律第５４号
最終改正：令和　４年６月１７日号外法律第６８号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団
体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

２　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

•

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

•

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）
第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

•

（指定水防管理団体）
第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

•

（水防の機関）
第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。
２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

•

（水防団）
第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。
２　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。
（公務災害補償）
第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
２　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。
（退職報償金）
第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。
（都道府県の水防計画）
第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
２　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
３　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
5　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
6　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
7　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
2　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
3　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
4　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
5　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水防活動

（河川等の巡視）

第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
2　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
3　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位

又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の三の規定により指定した海岸
二　前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）
第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。
一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
3　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第

十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

３　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

５　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

６　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

７　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

８　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

９　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
6　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
8　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
2　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
３　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
４　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
５　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
２　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
３　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
４　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
２　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
３　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
２　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一　国土交通大臣
二　当該河川の存する都道府県の知事
三　当該河川の存する市町村の長
四　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
五　当該河川の河川管理者
六　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
七　第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
4　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
2　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
　一　当該都道府県知事
　二　当該河川の存する市町村の長
　三　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
　四　当該河川の河川管理者
　五　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
　六　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
3　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
2　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
2　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
3　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）
第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。
（優先通行）
第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。
（緊急通行）
第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
（水防信号）
第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。
（警戒区域）
第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。
（警察官の援助の要求）
第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
（応援）
第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。
２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。
（居住者等の水防義務）
第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
（決壊の通報）
第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。
（決壊後の処置）
第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
（水防通信）
第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

２　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

３　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

２　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

３　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

４　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）
第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
四　水防に関する調査研究を行うこと。
五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（水防団等との連携）
第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。
（監督等）
第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
２　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
３　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
４　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
（情報の提供等）
第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）
第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
（利益を受ける市町村の費用負担）
第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
２　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
３　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
４　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。
（都道府県の費用負担）
第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。
（国の費用負担）
第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

２　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

３　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章　雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

２　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰則

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

２　前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

２　前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

１　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

２　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

３　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

４　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附　則　（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）　抄

１　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月八日法律第一六三号）　抄

（施行期日）

１　この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附　則　（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）　抄

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）　抄

１　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附　則　（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）
第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。
2　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附　則　（昭和四七年六月二三日法律第九四号）　抄
1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五七年七月一六日法律第六六号）
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則　（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則　（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）　抄
（施行期日）
1　この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附　則　（平成六年六月二九日法律第四九号）　抄

（施行期日）
1　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附　則　（平成七年四月二一日法律第六九号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　平成七年八月一日

第三条　この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一三年六月一三日法律第四六号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成一七年五月二日法律第三七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。
第三条　旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）
第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成二二年一一月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年一二月一四日法律第一二四号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

附　則　（平成二五年六月一二日法律第三五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二五年六月一四日法律第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）

第六章の二　特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定　平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二五年六月二一日法律第五四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三　附則第七条の規定　水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
（政令への委任）
第二十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二六年一一月一九日法律第一〇九号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二七年五月二〇日法律第二二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（水防法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。
２　前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。
（罰則に関する経過措置）
第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二九年五月一九日法律第三一号）
（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則〔令和三年五月一〇日法律第三〇号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和三年五月政令一五二号により、令和三・五・二〇から施行〕

附　則〔令和三年五月一〇日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和三年一〇月政令二九五号により、令和三・一一・一から施行〕

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第二条の規定〔中略〕　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和三年七月政令二〇四号により、令和三・七・一五から施行〕

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

２　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

５−６　水防作業員の標識等

１　標　　識

水防作業の正確、迅速かつ規則正しい行動を規制するため次の標識を定める。

(1)　水防要員の標識

左腕に腕章をつける。

(2)　緊急車馬優先通行標識

緊急水防用として使用する馬車は、次の標識を掲げる。

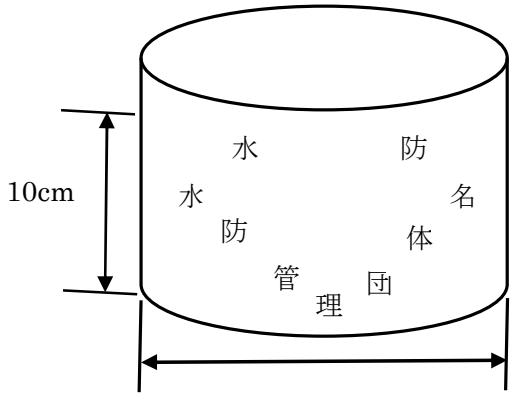

＊　白地に赤

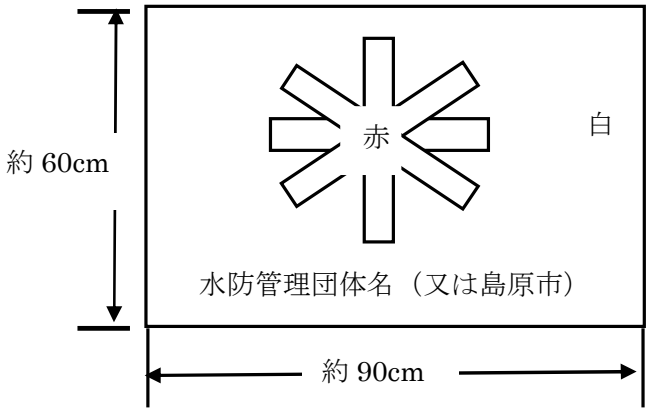

2　身分証票

水防法第 49 条第 2 項による身分証票は次のとおりである。

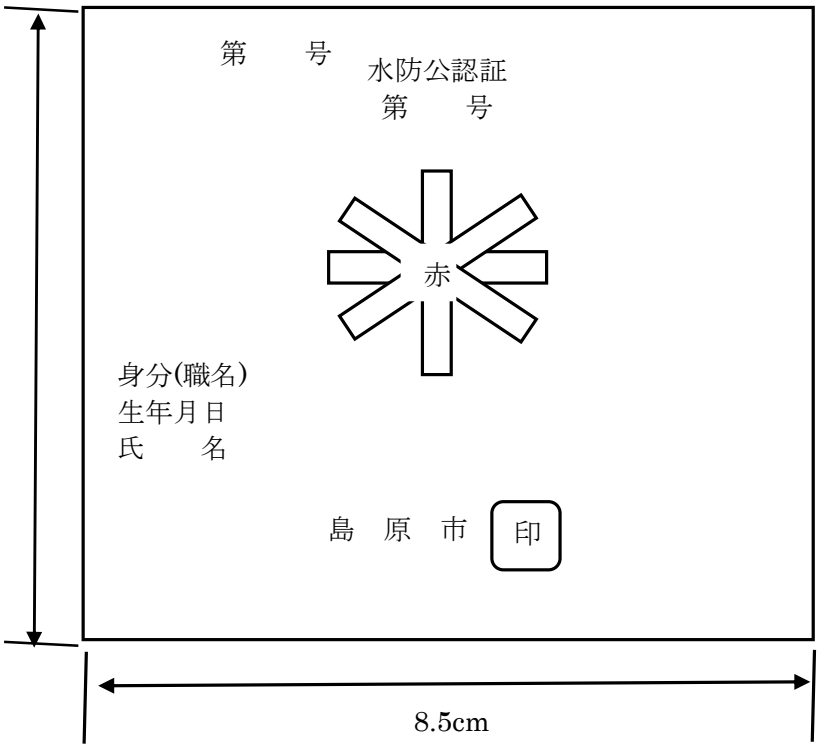

心　　得

1　記名以外の者の使用を禁ず。
2　本証の気分に変更があった時は速やかに訂正を受ける。
3　本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還すること。
4　本証は水防法第 49 条第 2 項により立入証であること。

第１号様式　　作成責任者　　印

<table>
<tr><td>管理団体名</td><td colspan="4">指定
無指定</td><td>報告年月日</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>出水の状況</td><td colspan="4"></td><td>区分</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水防実施個所</td><td colspan="4"></td><td rowspan="8">使用経費</td><td rowspan="3">件費</td><td>手当</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>日時</td><td colspan="4">自　月　日　時間
時間
至　月　日　時間</td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員</td><td>水防団員</td><td>消防団員</td><td>その他</td><td>計</td><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td rowspan="5">物件費</td><td>資材費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水防作業の概況及び工法</td><td colspan="4"></td><td>器材費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">水防の効果</td><td rowspan="2">効果</td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td>燃料費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td><td>雑費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>被害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">合計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">使用資材</td><td colspan="2">叺</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">縄</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">丸太</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">他の団体寄りの応援状況</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">立ち退きの状況及びそれを指示した理由</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">居住者出動状況</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">水防功労者日年齢及び鉱石概要</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">警察の応援状況</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">堤防その他の施設等の異常等の有無、異常を生じたときはその場所及び状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">現地指導員
氏名</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">水防活動に関する反省点</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">水防関係者の死者</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">備考</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

◇　各水防管理団体及び振興局、支所で水防を行った個所ごとに作成する。
◇　各水防団体は、管轄振興局長、支所長に個所ごとの報告書を３部提出する。